

和歌山県支部

和歌山県の観光の現状と今後のあり方に関する調査研究

平成 18 年 12 月 13 日に観光立国推進基本法が成立し、平成 19 年 1 月 1 日より施行されている。

和歌山県においても和歌山県議会が中心になって、和歌山県観光立県推進条例（仮称）を作成している。

和歌山県では、県北部の海岸地帯を中心に鉄鋼、石油、化学といった基礎素材型産業が中心であったが、これらの産業が斜陽化するなかで、観光を和歌山県の産業の一つの柱としようとする機運が生じてきた。

しかし観光を和歌山県の産業の一つの柱とするためには、和歌山県には手つかずの自然が色濃く残っており、脈々と受け継がれてきた地域の文化があるが、この自然や文化を観光にどうやって活かすかが課題となる。

今年度の調査・研究でもどのような観光立県とするためにどのような問題点があるかを調査した結果、多くの問題点が抽出されたが、そのなかでも特に顕著なものは次のとおりである。

「恵まれた観光資源を十分に活かしきれていない」「観光旅行の形態の変化に対応できていない」「観光産業の発展は県経済発展の大きな原動力となることを認識していない」「和歌山県への入り込み客は日帰り客が増加しているが、宿泊客が減少している」「外国からの観光は増加しているが全国的なシェアは低い」「おもてなしの心がもっと必要である」「観光関係従事者の人材の育成・確保が不足している」「快適な環境づくりができていない」「世界遺産登録が観光客の増加になっているのは、直接関係のある一部の町のみである」「南紀白浜空港発着航空機の搭乗率が低い」「観光客の和歌山県内の立ち寄り地域の満足度が低い」「テーマ別魅力度が低い」「紀伊山地の霊場と参詣道を訪れる観光客はまだ少ない」「高速道路の普及率が低い」であった。

これらの問題点を、いかにして解決するかについては、各種施策や各地の観光協会等でのヒアリング結果を参考にしてまとめたのが、第 5 章の今後のあるべき姿であり、次のような提案を行った。

「和歌山県の観光地としての知名度・魅力度アップ対策」「交通アクセスの整備」「温泉観光の振興対策」「外国人観光客の受け入れ体制の整備」「グリーンツーリズムの推進」「県下あげでの真のホスピタリティの認識と醸成」「世界遺産熊野本宮館の活用」「和歌山県観光立県推進条例（仮称）に明確な目標設定」の 8 項目である。

今回の調査・研究を通じて考えられたことは、和歌山県への観光客誘致対策は非常に多いということであり、誘致策を有効的に活用すれば観光立県として地域発展の可能性は十分にある。

今後は、行政、観光関連業者、和歌山大学観光学部、和歌山県支部等で委員会を構成し、よりきめ細かい観光客誘致策を考える必要がある。